

総社市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第45号

総社市火災予防条例の一部を改正する条例

総社市火災予防条例（平成17年総社市条例第214号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(タンクの水張検査等) 第47条 略 <u>(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)</u> 第47条の2 <u>消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。</u> <u>2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。</u> <u>3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。</u></p>	<p>(タンクの水張検査等) 第47条 略</p>

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。